

資料②

児童発達支援利用者負担給付事業（0～2歳児の保育料無償化）について

福祉局障がい者施策部障がい支援課

1 趣旨（概要）

令和6年9月より実施する「児童発達支援支援利用者負担給付事業（0～2歳児の保育料無償化）」の事業概要及び区役所での対応について説明する。

2 目的

事業開始に伴い、各区役所において今後発生する事務について説明する必要があるため。

3 事業内容

（1）対象者

児童発達支援事業（児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援）を利用する第2子以降の児童（0～2歳児）

（2）時期（期間）

令和6年9月

（3）区保健福祉課での業務

【令和6年7月中旬～9月上旬】

- ・既に児童発達支援の支給決定を受けている方のうち、今回の無償化の対象となる方からの申請受付・給付決定等
- ・申請勧奨に対する問い合わせ対応

【制度開始後】

- ・児童発達支援の新規決定時、既に支給決定を受けている方の年度更新時にあわせた無償化の案内、申請受付・給付決定等

4 その他（スケジュール・他の課長会での説明予定等）

- ・令和6年6月4日 福祉・健康部会での説明
- ・令和6年6月4日 福祉業務主管課長会での説明
- ・令和6年6月20日 福祉担当係長会での説明
- ・令和6年7月中旬 無償化の対象者への申請勧奨の案内・児童発達支援事業所への事業周知（福祉局より一括送付）
- ・令和6年8月1日 広報紙掲載（保育料の無償化とあわせて記事掲載）
- ・令和6年8月26日 総合福祉システムリリース
- ・令和6年9月1日 制度開始

児童発達支援利用者負担給付事業(0～2歳児の保育料無償化)について

どのような家庭状況であっても、等しく、子育てができる環境の整備を推進するため、本市独自施策の第1ステージとして、令和6年9月より以下の事業を実施する。

所管局	概要
こども青少年局	保育所等に係る多子軽減の所得制限撤廃と第2子の保育料無償化を実施
福祉局	保育所等と類似の支援がなされている、児童発達支援事業（児童発達支援・医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援）についても、多子軽減の①所得制限撤廃と②第2子の利用者負担の無償化を実施

<利用者負担>

- ・原則としてサービスに要した費用の1割(10/100)を利用者が負担するが、負担が重ならないよう、所得に応じて負担上限額を設定。
生活保護・非課税世帯:0円/市民税所得割合算額が28万円未満の世帯:4,600円(通所)・9,300円(入所)/市民税所得割合算額が28万円以上の世帯:37,200円
- ・なお、3～5歳児については、国制度の無償化により利用者負担は生じない。

◆各区対象者数見込み

区名	対象者数	区名	対象者数	区名	対象者数	区名	対象者数
北区	48人	港区	17人	東淀川区	52人	阿倍野区	24人
都島区	18人	大正区	6人	東成区	14人	住之江区	31人
福島区	29人	天王寺区	20人	生野区	11人	住吉区	29人
此花区	14人	浪速区	15人	旭区	20人	東住吉区	19人
中央区	27人	西淀川区	30人	城東区	63人	平野区	35人
西区	38人	淀川区	45人	鶴見区	29人	西成区	18人

24区合計：663人（本事業の申請勧奨対象児童数） / 1,791人（0～2歳児で児童発達支援を受給している児童数）

◆ 市民税所得割合算額77,101円以上の場合

現行（令和6年8月まで）：国制度	
概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民税所得割合算額が77,101円以上の場合、小学生以上はカウント対象外 ○ カウント上の第2子負担額（1割）は半額（第3子以降は無償）
小学生以上	 (第1子) 小学生以上は カウント対象外
児童発達支援 (0~2歳)	 (第2子) 第1子の扱い 利用者負担 10/100
	 (第3子) 第2子の扱い 利用者負担 5/100

令和6年9月から：本市独自施策による拡充	
<ul style="list-style-type: none"> ➤ ① 所得制限を撤廃し、小学生以上からカウントの対象とする ➤ ② 第2子の利用者負担額を無償化 	
 (第1子) 第1子として カウントする	NEW 国制度ではカウント対象外だが 本市事業でカウントの対象とする
 (第2子) 第2子の扱い	NEW 国制度では利用者負担10/10のところ 本市事業により相当分を給付
 (第3子) 第3子の扱い	NEW 国制度では利用者負担5/100のところ 本市事業により相当分を給付

◆ 市民税所得割合算額77,101円未満の場合

現行（令和6年8月まで）：国制度	
概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民税所得割合算額が77,101円未満の場合、小学生以上のこどもも全員カウント ○ 第2子・第3子以降の負担額は上記と同様
小学生以上	 (第1子) 第1子の扱い
児童発達支援 (0~2歳)	 (第2子) 第2子の扱い 利用者負担 5/100
	 (第3子) 第3子の扱い 無償

令和6年9月から：本市独自施策による拡充	
<ul style="list-style-type: none"> ➤ ② 第2子の利用者負担額を無償化 	
 (第1子) 第1子の扱い	
 (第2子) 第2子の扱い	NEW 国制度では利用者負担5/100のところ 本市事業により相当分を給付
 (第3子) 第3子の扱い	無償

◆ 区役所における主な事務

【令和6年7月中旬～9月中旬】

● 申請勸奨対象者リストの確認

局よりR6.7月中旬に、既に児童発達支援の支給決定を受けている方のうち、今回の無償化の対象となる方へ給付金支給申請書を送付します。
給付金支給申請書の送付に際し、配慮が必要な方について事前に照会しますので、確認のうえ回答をお願いします。

● 無償化の対象となる方からの申請受付・給付決定等

対象者より給付金支給申請書の提出がありましたら、9月末までに以下の対応をお願いします。

- (1) 本市独自施策の軽減対象となるかどうか確認（確認のためのチェック表を作成予定）
- (2) 総合福祉システム（8月26日リリース、以降給付決定の入力が可能）にて、「無償化対象入力」のうえ給付決定
- (3) 給付金支給決定通知書及び代理受領にかかる委任状を対象者へ送付（その後、対象者が事業所あて委任状を提出）
※給付金支給決定通知書等の発送にかかる郵送料は、各区の対象者数見込みに基づき、R6.8までに局より予算配付予定
- (4) 事業所より委任状の提出があれば、総合福祉システムにて「委任管理入力」

● 問い合わせへの対応

申請手続きや制度にかかる問い合わせについて、対応をお願いします。

【制度開始後】

● 新たに児童発達支援等サービスの支給決定を行う際の制度案内・申請受付・給付決定等

新たに児童発達支援等サービスの支給決定を行う際、対象となる方へ制度を案内のうえ、上記の（1）～（4）のとおり対応をお願いします。

● 既に児童発達支援利用者負担給付事業の給付決定を受けている方の年度更新にかかる申請案内

R7.2月上旬に、局より年度更新対象者リストを送付しますので、対象者の方へ年度更新にかかる申請案内文書の送付をお願いします。

● 償還払いによる支給申請があった場合の対応

給付金は、原則として事業所への受領委任払いとしますが、事業所都合等で本人への償還払いとなる場合の支払いが必要な場合は、局において給付決定及び支払いを行いますので、給付金支給申請書・領収証を局あて逡送にてご提出ください。

<実施スケジュール>

令和6年6月4日	福祉・健康部会 福祉業務担当課長会
令和6年6月20日	福祉担当係長会
令和6年7月中旬	無償化の対象者への申請勸奨の案内 児童発達支援事業所あて事業の周知 （福祉局より一括して送付）
令和6年8月1日	広報紙掲載（保育所の無償化と合わせて記事掲載）
令和6年8月26日	総合福祉システムリリース （以降、各区において無償化の給付決定入力が可能）
令和6年9月1日	制度開始

【留意事項】 国制度における多子軽減対象区分の入力は、国庫負担金の計算をするために今後も必要となります！

国制度と本市独自施策でこどものカウント誤りが生じることがないよう、確認のためのチェック表を作成するとともに、今後係長会等で丁寧に説明を行います。